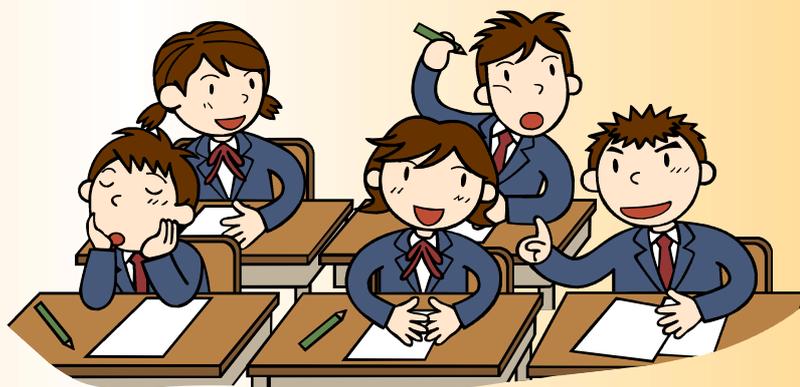


平成23年度 秋田県における特別支援教育支援員の現状と活動の充実に向けて（2年次）

学級担任と特別支援教育支援員の

応援サポートブック

[改訂版]



秋田県総合教育センター

目 次

I みんなで「特別支援教育」について共通理解しよう

- 1 全教職員で「特別支援教育」の意義を確認しよう 3
- 2 授業，学級経営を大切にしよう 6

II 学級担任等，特別支援教育支援員の皆さんへ

- 1 学級担任の方針 11
- 2 特別支援教育支援員の役割 13
- 3 特別支援教育支援員の心構え 15
- 4 特別支援教育支援員に必要な研修 16
- 5 各障害の基礎知識 17
- 6 子どもとの関わり方の基礎 20
- 7 効果的な支援を支える基礎 24



III 特別支援教育支援員を支えるために

- 1 校内委員会，特別支援教育コーディネーターの位置付けを明確にしよう 37
- 2 学級担任等と特別支援教育支援員との連携を深めよう 40
- 3 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用しよう 41
- 4 関係機関と連携しよう 43
- 5 「交流及び共同学習」を大切にしよう 45
- 6 特別支援教育支援員，教職員のメンタルヘルスにも気を配ろう 46

- Q&A 47

I みんなで「特別支援教育」について
共通理解しよう



1 全教職員で「特別支援教育」の意義を確認しよう

全ての学校において
特別支援教育を実施

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、学習や生活上の困難を克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

平成19年度から、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において特別支援教育が実施されることになりました。

このことは、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっています。

そこで、これらの小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対して支援を行う「特別支援教育支援員」が配置されるようになりました。

平成19年4月1日 文部科学省初等中等教育局長
「特別支援教育の推進について（通知）」

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

実践1 全教職員が通信（おたより）を通して共通理解

独自に研修会を行う市町村が増えてきています。特別支援教育支援員同士のコミュニケーションはもちろんのこと、全教職員が共通理解するために通信を発行している地域もあります。

<通信（記事）の内容例>

- 教育委員会担当より
- 特別支援教育に関する研修会の案内
- 地域で行われた研修会の内容、特別支援教育支援員の様子や感想



また、校内の全教職員が特別支援教育支援員のことを共通理解してもらうために、独自の通信や学校報等で特別支援教育支援員の話や特別支援教育の研修会、相談会のことを幅広く載せている学校が増えてきています。



実践2 「特別支援教育支援員」の仕事を明文化・配布・確認

学校や市町村教育委員会が、特別支援教育支援員の業務内容、勤務、配慮事項に関すること等を明文化し、特別支援教育支援員の採用時に研修を通じて確認するとともに、所属校の全教職員にも配布、確認しているところが増えてきています。

さらに、特別支援教育支援員の担当学年、対象の児童生徒、支援に当たっての具体的な配慮事項（フローチャート）を示している学校もあります。

<職員の共通理解のための校内資料（例）>

特別支援教育支援員を活用するために

- 1 特別支援教育支援員の配置計画について
[配置の方針 活用の配慮 等]
- 2 特別支援教育支援員の業務内容について
 - ・ 基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助
 - ・ 障害のある児童生徒に対する学習支援
 - ・ 学習活動、教室移動等における介助
 - ・ 児童生徒の健康・安全確保
 - ・ 運動会、学習発表会等の学校行事における介助や補助
 - ・ 周囲の児童生徒の障害に対する理解促進
- 3 特別支援教育支援員の業務内容を越える業務について（注意事項）
 - ・ 時間外勤務
 - ・ 授業や自習の指導
 - ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成
 - ・ 個別対応等
- 4 特別支援教育支援員から学校への要望（アンケート等から）
- 5 支援に当たっての留意すべき点（Q&A）
 - ・ 個人情報の取り扱い
 - ・ 学級担任の補助の在り方
 - ・ 特別支援教育支援員に効果的な指導をしてもらうための体制整備
 - ・ 学級担任等と特別支援教育支援員の連携の仕方
 - ・ 管理職としての配慮 等

2 授業，学級経営を大切にしよう

障害のある幼児児童生徒にとって，行動面や対人関係面への支援とともに，学習面のつまずきへの支援や周りの幼児児童生徒への支援が大切です。

このことは，単に，対象となる幼児児童生徒への支援にとどまらず，誰でも分かる授業，安心できる学級経営が基本であるという意味です。この考え方は，特別支援教育支援員の問題だけでなく「教育」そのものの在り方が問われていると言えます。

小学校及び中学校
学習指導要領

障害のある児童（中学校は生徒）について「個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと」

小学校及び中学校
学習指導要領解説

「通常の学級にもLD（学習障害），ADHD（注意欠陥多動性障害），自閉症などの障害のある児童（生徒）が在籍していることがあり，これらの児童（生徒）については，障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。」

通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒にとって，学習面のつまずきは自己評価の低下を招き，二次的な障害につながる事例も多くあります。さらに，周りの幼児児童生徒への学習面での支援や自己有用感を高めたり，自尊感情を醸成したりする学級経営が，対象となる幼児児童生徒への支援に結び付いています。

通常の学級における学習に困難さのある幼児児童生徒への
つまずきやすい内容や活動への支援を、学級全体への支援と
して工夫することは、障害のある幼児児童生徒に有効であり、
また、障害のある幼児児童生徒への個別的な支援の工夫が、
同じような学習のつまずきのある他の幼児児童生徒にとつて
も、有効な支援となります。

誰でも分かる授業

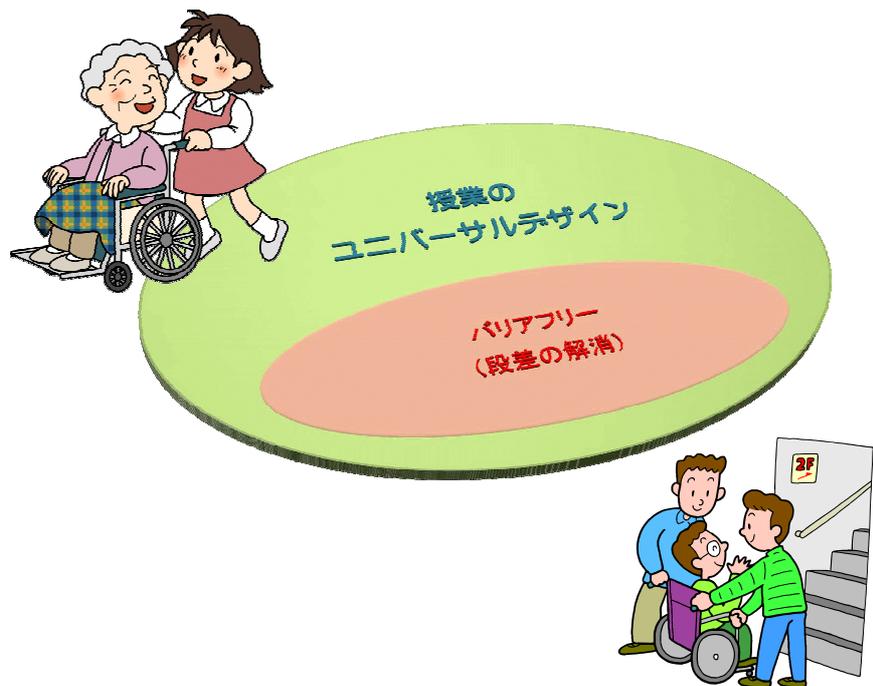
安心できる学級経営

このことは、学級経営においても同じで、支援的な雰囲気
があるのかが大切なポイントとなります。分かる授業、
安心できる学級経営が整ってこそ、特別支援教育支援員の活
躍や具体的な支援に結び付くと考えられます。

授業のユニバーサル
デザイン

以上のことから、「学級担任と特別支援教育支援員の応援
サポートブック」の基本コンセプトを「ユニバーサルデザイ
ンを目指して」と考えて作成しました。

「段差を埋める」バリアフリーの発想を超えて、「誰もが分
かる、誰でもできる」という「授業のユニバーサルデザイン」
の発想を大切にしていきましょう。



Ⅱ 学級担任，特別支援教育支援員の皆さんへ



1 学級担任の方針

学級担任が基本的な方針を示す

学級担任と特別支援教育支援員が必要な情報を一緒に確認する

特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援について責任を負っているのは、あくまでも学級担任です。ですから特別支援教育支援員と連携するためには、まず学級担任が基本的な方針を示すことが大切です。学級担任は学校の特別支援教育の体制等を把握した上で、特別な支援を要する幼児児童生徒のことも含めて学級経営の方針を立てる必要があります。

また、学校の特別支援教育の体制等を把握するために次のようなチェック表で確認することも有効です。このような情報を整理した上で、学級担任としての方針を特別支援教育支援員に伝え、特別な支援を要する幼児児童生徒の長期目標や短期目標を決めたり、特別支援教育支援員との役割分担を決めたりするなど、十分な打合せをしましょう。

[事前に把握すべき**学校の支援体制**に関する情報]

- 校内委員会の活動（年間計画、内容、開催時期、役割分担）
- 校内委員会の関わり方（教育的判断、支援の方法・内容、評価）
- 特別支援教育コーディネーターの役割（コーディネートの内容）
- 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の立案、実践、評価等の計画
- 支援を要する幼児児童生徒が関わっている医療・福祉機関等の情報

[支援員に伝えるべき**学級**に関する情報]

- 学級の実態（学級の雰囲気、幼児児童生徒の実態、興味・関心、交友関係、家庭環境）
- 学級目標（集団づくり、環境、健康・安全、家庭との連携）
- 学級事務（指導記録）
- 教育課程（時間割 等）

[支援員に伝えるべき「**支援を要する幼児児童生徒**」に関する情報]

- これまでの情報（引継ぎ資料）
- 実態（学習の状況、健康、体力、興味・関心、障害の特性、得意なこと）
- 関わり方〔登下校、学習の時間、休み時間、給食、放課後 等〕（基本的な接し方）
- 保護者に関する情報
- 配慮すべき事項
- 周りの幼児児童生徒に関する情報
- 支援の方針に基づく具体的な支援の内容・方法・時間帯等
- 支援の記録・打合せの方法

実践3 担任の方針と特別支援教育支援員への指示（中学校の例）

年 組	担任 []	支援員 []
担任としての 指導方針	<p>Aさん 国語・数学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問いの意味を理解し、自分から課題に取り組むことができる <p>Bさん 美術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・好きな(得意な)作業活動に自分の考え(アイディア)を十分取り入れ、作品を完成させることができる。 <p>Cさん 英語</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語の聞く、読む、話す、のそれぞれの活動に意欲的に取り組むことができる(書くことは苦手)。 	
(担任からの) 支援員への指示	<p>Aさん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科書の問題を(ミニボードに「問い」を記入し)、理解できるよう文節ごとに個別に説明する。 ・題意に沿った解答例を掲示して、問いの文脈を正しく理解したか確認する。 ・見当違いの発言があっても、できるだけ意欲を持続できるように言葉かけを行う。 ・一人で解決しようとしている時は少し距離を置き、目で助けを求めた時だけ指導するようにする。一人で解決できた時には good サインで褒めるようにする。 <p>Bさん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いて課題に取り組んでいる時は、道具の使い方など安全面に配慮しながら制作を支援する(本人から申し出がないときは見守る)。 ・活動に集中している時は距離を置き、他の制作が遅れがちな生徒の支援を行う。 ・落ち着きがなくなってきたら、別室で好き(得意)なデッサンに取り組みさせる。落ち着くまで様子を見て、気持ちが落ち着いてきたら教室に戻るよう促し、続きの制作に取り組みさせる。(落ち着かなくても終わりの挨拶には参加するように促す) <p>Cさん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JTLとALTが話す英語に耳を傾けるように促す。 ・活動の前に、JTLとALTの指示を正しく理解したか確認する。 ・単語の読みや教科書の音読の際に読み方を個別に指導する。 ・声を出して読めなくても、(現時点では)指導しない。 ・友達とのグループ協議(ペア学習)の時は距離を置き、他のふざけるグループの生徒の支援を行う。 ・学習シートの中で、単語を書き写す部分に取り組むよう指導や声かけをする(文章を作る・書く活動は無理強いしない。宿題としてやってもらう)。 	

学級担任の指示、特別支援教育支援員への指示が、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の中に明記され、PDCAのサイクルで計画、実践、評価、改善、さらに引き継ぎされていくことが大切です。

2 特別支援教育支援員の役割

特別支援教育支援員は、小・中学校において校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、学級担任等と連携しながら、次のような役割が期待されます。

- | | |
|--|--|
| <p>①基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助</p> | <ul style="list-style-type: none">・自分で食べることが難しい児童生徒の食事の介助をする。また、必要に応じて身支度の手伝い、食べこぼしの始末をする。・衣服の着脱の介助を行う。一人でできる部分は見守り、完全にできないところでもできるだけ自分の力で行うよう励ます。・授業場所を離れられない教員の代わりに排泄の介助を行う。排泄を失敗した場合、児童生徒の気持ちを考慮しながら後始末をする。 |
| <p>②発達障害の児童生徒に対する学習支援</p> | <ul style="list-style-type: none">・教室を飛び出して行く児童生徒に対して、安全確保や居場所の確認を行う。・読み取りに困難を示す児童生徒に対して黒板の読み上げを行う。・書くことに困難を示す児童生徒に対してテストの代筆などを行う。・聞くことに困難を示す児童生徒に対して教員の話の繰り返して聞かせる。・学用品など自分の持ち物の把握が困難な児童生徒に対して、整理場所を教える等の介助を行う。 |
| <p>③学習活動、教室間移動等における介助</p> | <ul style="list-style-type: none">・車いすの児童生徒が、学習の場所を移動する際に、必要に応じて車いすを押す。・車いすの乗り降りを介助する。・教員の指導補助として、制作、調理、自由遊びなどの補助を行う。 |
| <p>④児童生徒の健康・安全確保関係</p> | <ul style="list-style-type: none">・視覚障害のある児童生徒の場合、体育の授業や図工、家庭科の実技を伴う場面（特にカッターナイフや包丁、火などを使う場面）で介助に入り、安全面の確保を行う。・教師と他の子どもが活動している間、てんかんの発作が頻繁に起こるような児童生徒を把握する。・他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止等の安全に配慮する。 |
| <p>⑤運動会(体育大会)、学習発表会、修学旅行等の学校行事における介助</p> | <ul style="list-style-type: none">・視覚障害のある児童生徒に対し、運動会で長距離走のとき、一本のひもをお互いに持って同じペースで走って進行方向を示したり、学習発表会では舞台の袖に待機し、舞台から落ちないように見守る。・修学旅行や宿泊訓練の時、慣れていない場所での移動や乗り物への乗降を介助する。 |



⑥周囲の児童生徒の障害理解促進



- ・支援を必要とする児童生徒に対する、友達としてできる支援や適切な接し方を、担任と協力しながら周囲の児童生徒に伝える。
- ・支援を必要とする児童生徒に適切な接し方をしている児童生徒の様子を見かけたら、その場の状況に応じて賞賛する。
- ・支援を必要とする児童生徒の得意なことや苦手なこと、理解しにくい行動を取ってしまう理由などを、周囲の児童生徒が理解しやすいように伝える。

〔「特別支援教育支援員」を活用するために（文部科学省）〕より
また、幼児児童生徒への支援の在り方等について専門家から意見を聞く、幼児児童生徒の学校生活の様子を保護者へ情報提供する、保護者から日々の家庭生活についての状況を聞き、幼児児童生徒への対応に生かしていくことなどが望まれます。

特別支援教育支援員にとって日々の記録は大切です。さらに、学期ごとの振り返りの反省記録も担任が方針を決めるために役立ちます。担任とは違う観点からの情報提供は大変有効です。

実践4 特別支援教育支援員の学期の反省記録

1 生活面

- ・掃除…支援員と一緒に決められた棚の拭き掃除を行うことができる。
- ・給食…当番の時は早めに取りかかるよう促すと一人で着替え、当番活動を行えるようになってきている。
- ・友達関係…「やめて」と言われるとやめられるようになってきた。周りの児童に、いやだと思ったら「やめて」と言うように指導している。

2 学習面

- ・始業時刻の意識…事前のトイレへの指示をすることで、授業中にトイレに行く回数が減ってきている。
- ・板書…赤い囲みは一人でノートに書けるようになった。時々声掛けするだけでほとんど書けるようになってきている。
- ・音読…休み時間を利用して支援員と一緒に音読できるようになった。
- ・話合い…自分だけに支援されることはいやがるので、支援員はグループに入って他の児童とつながるようにしている。

3 成果と課題

〔成果〕	→	〔目標〕
○板書を写せるようになってきている		☆丁寧な文字で書くように促す
○授業中の手遊びが減ってきた		☆授業中のルールとして定着させる
○給食で好き嫌いが減ってきた		☆継続して励ましていく
○掃除に取り組むときにムラがある		☆「～時まで終わる」目標を確認する

4 学期全体を通じて

- 徐々に生活面、学習面ともに意欲が感じられるようになってきた。成長を保護者に伝え、家庭学習への協力や忘れ物を減らす見届けをお願いしてほしい
- 「目標」を本人と話し合っ決めて事前に約束すること、約束を紙に書いておいて時々確認することは有効であった。

3 特別支援教育支援員の心構え

共感や信頼関係

支援に当たって大切なのは、「支援するーされる」といった関係ではなく、幼児児童生徒が主体的に生き生きと生活していけるようにすることです。共感や信頼関係の上に、いずれ支援がなくなってもいいように幼児児童生徒が自らの意思で成長し、自立できるように接することが大切です。

常に、「幼児児童生徒をコントロールしていないか」「幼児児童生徒に共感できているか」「幼児児童生徒に自信を育む伴走者になっているか」「幼児児童生徒の自立を目指した段階的な関わりをしているか」「幼児児童生徒の心の代弁者になっているか」「幼児児童生徒に柔軟に関わっているか」などを意識しましょう。

幼児児童生徒と向き合うために

- 全ては信頼関係を作ることからスタートします。心のSOSを理解してあげましょう。
- 幼児児童生徒自身が自分の気持ちをコントロールできるよう支援しましょう。
- 「なぜそのような行動をするのか」幼児児童生徒の「理解と共感」を大切にしましょう。
- 幼児児童生徒と一緒に考え、悩み、喜ぶことのできる存在になりましょう。
- 幼児児童生徒の成長を自覚させ、プライドを大切にしたい関わり方を基本にしましょう。
- 幼児児童生徒の成長や周りの変化に対応できるようアンテナは常に高くしておきましょう。
- 心の安定が保てるように幼児児童生徒の理解者を増やしていきましょう。

チームで対応するために

- チームで支援することが基本です。決まったことはみんなで守るようにしましょう。
- 特別支援教育支援員はサポートチームの一人です。一人でがんばらないようにしましょう。
- 障害や家庭の事情等の個人情報に「守秘義務」があることは忘れないようにしましょう。
- 全ての幼児児童生徒にとっての「大人のモデル」であることを自覚しましょう。

実践5 年度当初の研修会（内容例）

- 1 特別支援教育支援員の配置について〔目的 名称 配置計画（人数）〕
- 2 特別支援教育支援員としての支援内容について〔学校生活での支援の例〕
- 3 支援に当たっての配慮事項・留意点について
〔子どもとの関わり方 学校の職員・保護者との連携 教育公務員の基本（守秘義務）〕
- 4 今後の研修会の計画（予定）

4 特別支援教育支援員に必要な研修

責任を負っているのは
学級担任

特別な支援が必要な幼児児童生徒への支援について責任を負っているのはあくまでも学級担任であり、その補助をすることが特別支援教育支援員の基本的な役割です。

適切で丁寧な対応がなされなければ、学習や生活に関する困難が増大し、場合によっては、二次的な障害を引き起こすこともあります。したがって、特別支援教育支援員がその役割を果たすためには、教室における学習や生活をはじめとして、障害の状態を踏まえた支援に関する理解が必要であることは言うまでもありません。そこに研修の意義があります。

支援員が、学校全体での対応の一翼を担えるように

一方、特定の幼児児童生徒の単なる世話役としてだけ、特別支援教育支援員を活用すると、学校全体の対応とかけ離れがちになります。特別支援教育支援員が、学校全体での対応の一翼を担えるようにするためにも、研修内容等を工夫することが大切です。なお、研修の実施に当たって、特別支援学校、教育事務所指導主事、教育専門監、特別支援教育アドバイザー等の協力を得ることも考えられます。

主な研修内容

1 特別支援教育支援員としての業務や心構え

※学校という組織の仕組みや学級担任等との協働の大切さなどを含む

2 特別支援教育の基本的な考え方・理念

※他の子どもと比べない、一人一人の興味や関心を大切にする、できたことを認め、できないことへの手立てを考える、成就感や達成感を重視する、自分らしさや自己有能感を育てるなど、子どもへの対応の基本を含む

3 主な障害の特性の理解

※学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）、広汎性発達障害（高機能自閉症やアスペルガー症候群を含む）、知的障害、肢体不自由（脳性まひなど）、視覚障害（弱視・盲）、聴覚障害（難聴、聾）など。

4 教室における子どもの気になる行動と対応について

※集団活動に参加できない、対人関係がうまくとれない、自分の席で落ち着いて活動に取り組めない、ルールを守って活動ができない、とても不器用である（はさみ、箸、鉛筆、のりなどの扱い）、運動面でのぎこちなさがある、こだわりがある、言葉の遅れが見られるなど。

5 関係機関について

※特別支援学校、福祉機関、大学、医療センター、療育センター、病院など。

〔「特別支援教育支援員」を活用するために（文部科学省）より〕

5 各障害の基礎知識

通常の学級に在籍するLD, ADHD, 高機能自閉症を含む障害のある幼児児童生徒についての理解と支援を進める手かかりとして役立ててください。

学習障害 (LD)

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないのですが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されていますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではないと言われています。

注意欠陥多動性障害 (ADHD)

ADHD とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

広汎性発達障害 (高機能自閉症やアスペルガー症候群を含む)

自閉症の定義 < Autistic Disorder >

自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

高機能自閉症の定義 < High-Functioning Autism >

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものを言います。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものです。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものです。



○広汎性発達障害の「理解」は次のようなことから難しいと言われていきます。

- ・目の前の様子（行動）だけでは特徴把握が難しい
- ・標準的な行動から外れる両極端がある〔同じ診断名でも様子が違う〕
- ・「子どもってこんなものじゃないの」「少しわがままに育てたかしら」「今に落ち着くよ」と思われやすい（発達の段階で誰もが通ってくる道筋，しかし年齢相応ではない）
- ・正常と障害の明確な分岐点がない
- ・社会規範や環境が診断（判断）や評価に影響する（クラス替えで評価が変わる場合も多い）

視覚障害

弱視の幼児児童生徒は、視力が弱いだけでなく、視野や色覚など全体的な視機能に障害がある場合があります。物と物との関係や比較を、視覚で経験することが苦手なので、物を認識する力が身に付きにくい傾向があります。また、見ることに大きなエネルギーを使うため、疲れやすい傾向があります。

- ①言葉による説明だけでなく、できるだけいろいろな物に直接手を触れるなど体験の積み重ねを大切にします。
- ②説明する時は「そこ」「あそこ」などの指示代名詞は避け、「左後ろ」などと具体的に説明します。
- ③学習場面では、幼児児童生徒の状態に合わせて弱視レンズ、ルーペ、文字カード、照明等の用具や教材、環境に十分配慮します。
- ④保護者、医療機関、特別支援学校（盲学校）などと連携を図り、幼児児童生徒の見え方を確認しながら適切な支援ができるようにします。

聴覚障害

難聴の幼児児童生徒は、言葉を聞き取ったり伝えたりすることが難しいため、学習場面や友達とのコミュニケーション場面においてつまづいてしまうことがあります。

- ①話し手の口元を見て話していることを理解するので、顔全体、特に口元がはっきり見えるように配慮します。
- ②補聴器で聞き取りやすいように、適切な声の大きさと話します。
- ③目で見て内容が分かるように教材を工夫し、視覚的な手がかりを大切にします。
- ④補聴器の適切な装用や調整など、保護者や医療機関、特別支援学校（聾学校）などと連携を図り、適切な支援ができるようにします。

知的障害

自分の気持ちや考えをうまく伝えられなかったり、聞いた内容をすぐに理解できなかったりすることがあります。一つのことを時間をかけてゆっくり覚えていくタイプの子どもです。



- ①興味・関心を取り入れた活動を準備し、意欲的に活動できるようにします。
- ②活動の時間を十分取って、達成感や成就感を味わうことができますようにします。
- ③手順や方法を分かりやすく示し、自分から進んで活動できるようにします。
- ④生活に結び付いた具体的な活動を準備し、学んだことを生かせるようにします。
- ⑤繰り返しやスモールステップを大切に、できることを増やし、自信をもたせます。

肢体不自由

日常の生活動作等に制約があるため、発達に必要な経験に偏りがあり、経験量も少ないことがあります。体を十分に動かす機会が少なく、限られた体の使い方をしていることから疲れやすい状況にあります。

- ①経験の不足を補うために体験的な活動を設定し、「楽しかった」「またやりたい」という気持ちを引き出します。
- ②補助具や教材を工夫し、一人でできることを増やし自信をもたせます。
- ③保護者や医療機関、特別支援学校と連携し、幼児児童生徒の日常生活動作等の向上も含め、適切な支援ができるようにします。

病弱虚弱

病気の特長や治療に伴い、心身の発達や身体の状態に大きな影響を受けていることもあります。また、活動に制限がある場合は、様々な経験が不足していることがあります。入院や治療による欠席などによる、学習空白も課題となります。

- ①幼児児童生徒が自分の疾病や身体の状態について、知識や理解を深めるようにします。
- ②幼児児童生徒の学力や学習空白、健康状態、心理状態などを考慮し、柔軟性をもった学習を行います。
- ③芸術鑑賞や創作活動に参加したり、趣味や特技を生かしたりして、生き甲斐や楽しさを味わうことができる生活を幼児児童生徒と一緒に考えます。
- ④病気や体の状況を医療機関や保護者に確認し、幼児児童生徒に理解させながら学習や活動を進めます。

それぞれの障害は決して区分しきれるものではありません。たとえ同じ障害名であっても幼児児童生徒一人一人への関わり方は違います。しかし、障害の理解の難しさと幼児児童生徒の感じ方が、保護者と学校との信頼関係を崩してしまうことがあるのも事実でしょう。

あくまでも幼児児童生徒理解と支援に結び付けるための手かがりとして役立てることが大切です。



6 子どもとの関わり方の基礎

6-1 基本の接し方

一番最初に、幼児児童生徒との信頼関係（ラポート）をつくる必要があります。信頼関係がないのに適切な指導や必要な支援はできません。また、特別な支援を要する幼児児童生徒は、思うようにできない経験が多くなりがちです。最初はできるだけ「失敗体験」が少なくなるように気を付ける必要があります。様々な経験を積む中で、徐々に「失敗体験」を通して、どのように解決すればよいのか、一緒に考えてあげましょう。

さらに、焦らず、達成可能な目標をもたせ、ゆっくり一つずつ目標に取り組ませることが大切です。学級担任や特別支援教育支援員は誰にでも平等に接するスタンスが求められます。決して「叱責できない」ということではなく、「譲らない」という姿勢で接することも忘れないようにしましょう。

次のようなことにも気を付けましょう。



○強制は逆効果…

どれだけ幼児児童生徒が自分をコントロールできるかが重要。

○衝動的な行動に巻き込まれない…

学級担任、特別支援教育支援員と一緒に興奮して怒らない。

○一貫性のある指導…

よいことをすればよいことが起こる、悪いことをすれば悪いことが起こる。

6-2 つなぐ

支援を要する幼児児童生徒が一人でできる、学習に向かえるための支援（直接的な支援）と、周りの幼児児童生徒や担任などとの関係をつくる支援（間接的な支援）があります。自分から周りに支援を求められるようになることで、将来的には直接的な支援を少なくすることにつながることも多いようです。そのためにも特別支援教育支援員が意図的に「つなぐ」機会をつくったり、日常生活の場面を利用して周りに関わっていく力を養ったりしていくことが大切です。

また、常に学級担任や特別支援教育支援員などの接し方が周りの幼児児童生徒への見本となります。幼児児童生徒の成長とともに自尊感情を傷付けない、周りの幼児児童生徒が見ていることを意識するような対応をする必要があります。ですから、場合によっては周りの幼児児童生徒の前でしっかり指導することが必要な場面も出てくるでしょう。

6-3 予防的な対応

いろいろな課題が出てきたり、困難な状況になったりしてから対応することが多くなりがちですが、できれば十分な実態把握をした上で、予防的な対応ができるようにしたいものです。

支援の例

- 集中できる時間を把握し、集中できなくなってきたら身体を動かす活動を取り入れる。
- 幼児児童生徒への指示は具体的な言葉でシンプルに話すようにする。さらに、言葉だけでなく、板書等の視覚的支援を取り入れる。
- 活動や予定については、幼児児童生徒が見通しをもてるように伝える。
- 学級全体に対して貢献できるような係や役割を与える。

6-4 発達の段階を踏まえた配慮

適切な指導及び必要な支援を行うためには、幼児児童生徒の発達の段階を踏まえて指導する必要があります。

○幼稚園 ・保育所等

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。幼児は、環境との相互作用の中で、体験を深めます。遊びや生活の直接的・間接的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現力などを育て成長していきます。そのためには「この子の行動を何とかしたい」という発想よりも、「広い複数の目で観察し、時には環境をその子が主体的にできるように整える」発想が大切です。

○小学校低学年

初めて「小学校」で集団としてのルールを学ぶ時期です。全体に指示したことも自分のことではないと思う児童もいるかもしれません。

次のような配慮も有効と考えられます。

□指示は一つずつ行いましょう。短い文で具体的に指示するようにしましょう。

(具体的に詳しく話した方がよい場合もあります)

□板書やカードなどを使うことは効果的でしょう。しかし、混乱を起こすこともありますので、それぞれの児童に合わせて活用することが大切です。

□注意しなければならないときは、静かなところで、分かりやすく話し、具体的にこれから(次は)どうするか、まで伝えるようにしましょう。

□どうしても「自分だけ叱られる」などと思い込んでしまうこともあるので、よいところをほめ、「次は頑張ろう」という気持ちになれるよう支援しましょう。

この時期は、落ち着きのなさや登校しぶりがなどの様々な適応の問題が出てくることがあります。また周りの児童の落ち着きに比べて逆に不安定な状況が目立ってくることもあります。普段から保護者に様子を伝え、一緒に考えていきましょう。

○小学校中学年



ギャングエイジと呼ばれる時期です。仲間同士の結束を大切にしながら対人関係やコミュニケーションを学ぶ時期になります。抽象的な思考が可能にもなりますが、同一教科の中のばらつきや学習への苦手意識が見られるなど学習面の難しさに直面する時期でもあります。「努力の足りない子ども」と評価されることもあるので、保護者との共通理解も大切です。いじめやからかいの対象になることもありますので特に注意が必要です。

○小学校高学年

思春期に入ります。自我に目覚めるとともに、様々な不安や葛藤が生まれる時期です。最高学年では特に活動のリーダーとなる機会が多いためトラブルが発生することもあります。

できるだけ劣等感の積み重ねを防ぐとともに、学級の中で孤立しないように、よい面や優れた面を引き出し、周りの児童もそのよさに気付くよう配慮することが大切です。

また、保護者との良好な関係を大切にし、小学校から中学校への引き継ぎは、具体的、的確に行うことが大切です。

○中学校

中学校では教科担任制など教育の体制が大きく変わり、担任等との連携に難しさが生じてきます。また、成長発達に伴い、人間関係の難しさがより顕著になり、生徒との距離の取り方に悩む場合も多くなりがちです。さらに、授業やテストなどの学習面がさらに高度で難しく抽象的になってきます。以上の困難



さから自信を失い人間不信に陥り、意欲を失ってしまう場合も考えられます。

しかし、担任とは違う「よき理解者」としての付き合いができるのも特別支援教育支援員のすばらしい役割の一つです。また、他の生徒との関係づくりを支援することも大切な役割になります。部活動、趣味などに関心がもてるよう支援をすることもとても大切になります。



内向的で消極的なタイプの生徒は、不登校を起こしやすいと言われていています。外向的で積極的なタイプの生徒は攻撃的であったり非行に走りやすかったりすると言われていています。いじめにも注意する必要があるので、生徒のちょっとした変化を見付けることも特別支援教育支援員の役割の一つです。

○高等学校

高等学校になると、さらに学習が難しくなるなど不安な面も予想されますが、自分で選んだ学校であるという意識、他の生徒の成長、大人に一步近づいた自尊心などから、支援内容も変わってきます。大人の応援団として、生徒の「自己有用感」を高め、「自己理解」を深める支援が大切です。

6-5 誤りやすい対応



指導や支援に一生懸命になるあまり、次のような対応になってしまうことがあります。ただし、その状況や目標によっては決して誤りでない場合もあります。大切なのは、学級担任と特別支援教育支援員で目標達成に向けてどのように支援するか、共通理解を図ることです。

このようなことはありませんか？

- 悪いことをしたらよいことが起こってしまった。
例：子どもがかんしゃくを起こして物を投げたら、担任や教師が拾ってあげた。
- よいことをしたら悪いことが起こってしまった。
例：課題を完成させたら、すぐまた次の課題を渡した。
- 何をしても悪いことが起こってしまった。
例：せっかくながらがんばってできたのに、学級担任や特別支援教育支援員が「やればできるのにどうして普段からやらないの」「これができてあれとこれがまだだな」と言った。



7 効果的な支援を支える基礎

適切な指導及び必要な支援を行うためには、次のような視点が大切になります。

7-1 環境を整える

○刺激統制

感覚統合の困難さや感覚刺激に伴う混乱状態を予防し、重要な情報（刺激）に注意が向きやすいようにすることが大切です。

例：座席の位置、つい立、カーテン、見やすい板書、マーク

○構造化

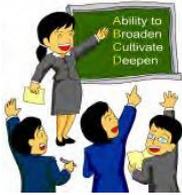
学習や生活場面で環境を構造化することにより、どこで、何を、どこまで、どのくらいの間、どのように、次に何を行うか、ということ具体的に簡潔に示すことが大切です。

例：今日の学習等の掲示、板書、机や棚の整理

○視覚化

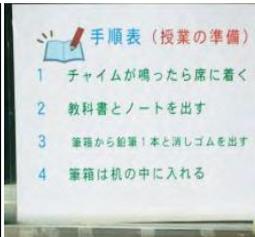
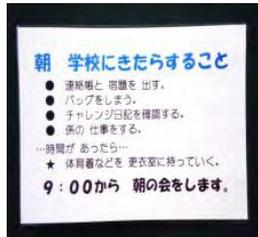
言葉で話すだけでなく、書字情報、写真、絵、マークなどを活用して情報を伝えることが大切です。

例：活動・スケジュール・約束等のリスト、教材・教具



○前方の壁や黒板に掲示するものは必要最小限にする。

○教室全体を整理整頓し、落ち着いた雰囲気にする。



○やるべきことを順番に示す（手順表）。



○テープで水の適量を示す。

○クラスごとに靴入れを用意する。

7-2 学級担任等と特別支援教育支援員の役割分担

チームティーチング（TT）の動き方を参考に

授業には、「全体の指示や話を聞く」「それぞれ課題に取り組む」「友達と意見交換する」「グループで活動する」「手をあげて発表する」「友達の発表を聞く」など、いろいろな場面があります。幼児児童生徒の活動場面によって特別支援教育支援員の動き方や立つ位置も変わります。また、幼児児童生徒によって、自分から支援を求められる幼児児童生徒もいれば、特別支援教育支援員が積極的に関わらなければならない幼児児童生徒もいるでしょう。そのためにチームティーチング（TT）の動き方は参考になります。

支援の例

- 担任の全体への指示や説明が終わってから支援する。
- 特別支援教育支援員を呼ぶ（求める）サインを決めておく。
- よい行動が見られたら、すぐに認めたりほめたりするようにする。
- 支援する前に、友達に聞く、周囲を見ることなどができるように促す。
- ある程度、事前に担任の動きや内容によってどのように支援するか決めておく。



○学級担任等と特別支援教育支援員の役割分担チェック表

[特別な支援を要する幼児児童生徒の姿をチェック]

- めあてをもって生き生きと学習に取り組んでいますか。
- 知りたいことや聞きたいことを自ら聞くことはありますか。
- 「分かった」「できた」など、満足感を感じていますか。

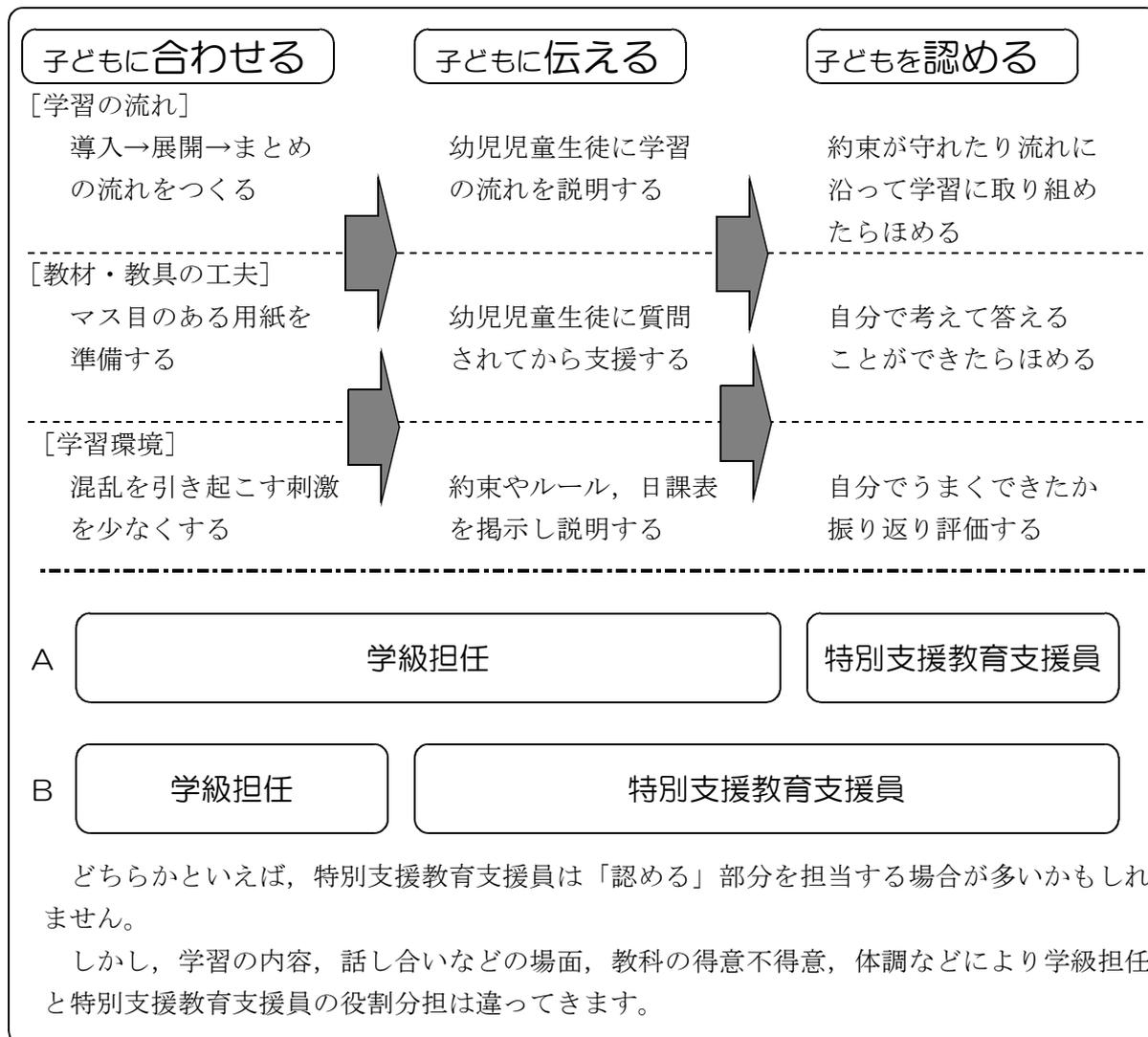
[授業をチェック]

- 一斉指導、個別の指導、グループ学習などが学習の流れに合っていますか。
- 学級担任等と特別支援教育支援員双方が基本的な動き方を確認していますか。
- 特別な支援を要する幼児児童生徒は学級担任等の指示を聞いていますか。
- 特別な支援を要する幼児児童生徒に学級担任等は活躍の場を設定していますか。
- 特別な支援を要する幼児児童生徒に学級担任等はほめていますか。
- 特別な支援を要する幼児児童生徒のがんばりを学級担任等は周りに紹介していますか。
- 特別な支援を要する幼児児童生徒に特別支援教育支援員は付きっきりではないですか。
- 継続的に授業を評価し、授業改善に生かしていますか。

[学校の取組をチェック]

- 全教職員が学級担任等と特別支援教育支援員の役割分担の必要性を認識していますか。
- 学級担任等と特別支援教育支援員の役割分担が校内委員会で話し合われていますか。
- 学級担任等と特別支援教育支援員の役割分担を見直し、評価されていますか。

また、具体的な支援のポイントとして、幼児児童生徒の状況に応じて学級担任と特別支援教育支援員の役割分担をある程度決めておくことは有効です。



7-3 問題行動への対応

いろいろな問題行動を起こしてしまう原因は一つではありません。また、これまでの経験から二次障害になってしまっている場合もあるでしょう。これまでの経緯を十分に考慮し、原因を見極めて、学級担任と特別支援教育支援員と一緒に今後の対応を考えることが大切です。

また、日頃からどのようなときにどのような混乱が起こるのか把握しておく必要があります。混乱したときは「困った子」なのではなく、「困っている子」であることを理解し対応することが大切です。気持ちが落ち着いてから、原因や気持ちを整理し、具体的なやり方を一緒に考えてあげましょう。

行動を「きっかけ → ある行動 → 対応」というセットにして考えると

- 何かよいことがあるとその行動は増える
- よいことがない、嫌なことがあると行動は減る

□よくない行動を減らすためには

- 別の行動と結び付ける
 - ・やってほしくない「行動A」の代わりに「行動B」を提示する
- 対応をなくす
 - ・やってほしくない「行動A」をした時に「対応しない」～「無視」の支援
(教師に注目されたいA君は暴力をふるって怒られても目的を達してしまう)
- きっかけをなくす
 - ・その行動に結び付く「きっかけ」をなくす
 - ・席から窓の外の子が見える→席を替える
 - ・一人で休み時間を過ごす→教師と一緒に休み時間を過ごす

□行動を維持している構造は

- 注目されたい → 「叱責」「注意」(否定的注目) → 行動は維持されてしまう
- 逃れたい → 「時間を費やす」「不参加」 → 行動は維持されてしまう

□肯定的注目の効果は

- ほめられることが増える → 続けてほしい行動が増える → 自信がもてる

具体的な対応例

- 話を聞きながら状況を絵や文字で表し、状況を整理する。
 - なぜそのような行動をとったのか理由を確かめる。
 - 気持ちを表現できないときは選択肢(言葉、表情絵カード)を準備しておく。
- 不適切である理由を説明し、どうしたらよいのかを具体的に示す。
- 決めたことを整理する。めあてカードにまとめる。

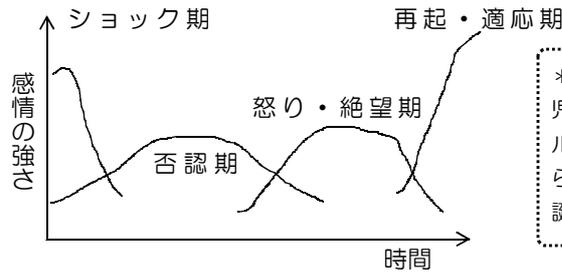
7-4 保護者との連携



子どもの成長を願う気持ちは保護者も教師も同じです。願いの達成に向けたアプローチは様々にありますが、教師、あるいは保護者のどちらかが勝ったり負けたりしては、寂然としない思いが残ります。双方が互いを尊重し合い、その方策を一緒に探る関係をつくるために、どんな対応がよいのでしょうか。

○まず保護者のこれまでの思いに寄り添いたいものです

【参考：保護者の障害受容過程とは？】



*参考・引用：「障害幼児の発達援助」（コレール社）より。ドローターら（1975）の「障害児の誕生と親の心境の変化」

障害受容モデルは、一定の順序性はあるが、期間の長さは様々である。数か月で次の段階に進む人もいれば数年間かかる人もいる。保護者が現在、どの段階に立っているかを見極め、その立ち位置によって、学級担任や特別支援教育支援員の関わり方はかなり違う。

- ①我が子の発達の遅れや障害にうすうす気付き、心配する段階
- ②障害が判明し、大きなショックを受けてしまう。原因を探り、治療を求め、悲壮な気持ちで病院を訪ね歩く段階
- ③保育や教育に望みをかけ、その場を求める段階
- ④子どもと自分の段階を受け入れ、家族みんなの現在、将来のことを考える段階
- ⑤あるがままの子どもと自分を受け入れ、子ども、家族、他人、社会への感謝の気持ちをもつ段階

理解と支援のポイント

- 子どもや保護者の困っていることを整理してあげましょう。
- 保護者からヒントをもらいましょう。
- 保護者と一緒に悩み考えてあげましょう。



トラブルだけを伝えていると、保護者も子どもも連絡を取り合うことが嫌になります。がんばったことやうれしかったことについても日頃から連絡を取り合うよう心がけましょう。楽しそうにしている目に見えにくいストレスを抱えることがあります。特別支援教育支援員の目でストレスはないか気配りしてあげてください。

サポートブック：「サポートの際に支援者に利用してもらう」携帯型のブックです。障害のある本人の特徴・特性・コミュニケーションの取り方・クセ・さまざまな場面での対応の仕方などを具体的に、見やすくまとめたものです。これは、なかなかコミュニケーションがとれず自分の情報を伝えることが苦手な人たちと、支援者（学校や福祉施設の先生、支援員、ボランティアの人たちなど）との間を円滑にするのにとっても効果的なアイテムになります。

これは、保護者が中心になって作ります。学校の先生の協力を得ることもあります。一番大切にしたいことは、「本人の安心感」を得るために、支援者の不安を取り除く事から作り始めます。詳しくは、以下のホームページを参考にしてください。

「株式会社おめめどう」

<http://omemedo.tanba-sasayama.com/omemedoutop.html>

7-5 具体的な支援のポイント

具体的な支援を行う場合、実態に応じて支援することが大切です。そのためには長所や得意なことを生かし、さりげなく苦手なことに配慮する必要があります。

実態把握で「児童生徒チェックリスト」を活用している学校も多いと思います。次のような支援もできるのではないのでしょうか。

【聞く】

- 話すときに指示代名詞を使わず具体的に話す
- 見通しをもたせるために最初に要点を話す
- 黒板やカードに指示内容を書く
- 注目させてから話す
- 語尾まで短く、はっきり、ゆっくり話す
- 理解したか個別に聞いて確認する
- 色、絵、マークを使って分かりやすく伝える
- メモを取る習慣を身に付けさせる

【話す】

- 話したいことを適切な言葉で補う（表現する）
- 話しやすいようにいくつかの選択肢を用意する
- 話すことを書いて整理する習慣を身に付けさせる
- 話したいことをよく聞き整理し確認する
- 話しやすいように実物、写真、絵を用意する
- 5W1Hの疑問詞カードを用意する

【読む】

- スリットをあけた厚紙や定規を用意する
- 要点、キーワードに印を付けて提示する
- 漢字にふりがなを付ける
- 文や段落を絵、写真、図等を加えて示す
- 単語、文節毎に横線を入れ、分ち書きする
- 事前に読むところを伝え家庭学習で補う

【書く】

- マス目、罫線の幅、解答欄を拡大する
- 漢字の構成要素（へん等）を色分けして示す
- 板書の書き方やチョークの色のルールを決める
- 作文等で写真や絵等の手がかりを手元に置く
- 板書内容をプリントにし手元に置く
- 何を書くか事前に伝え家庭学習で補う
- 作文等で書くパターンを示したシートを使う
- 休み時間にも書ける等、書く時間を長くする

【計算する・推論する】

- 視覚的な手がかり（絵カード等）や具体物を使う
- 形や位置を言葉で説明を加える
- 文章題を読み上げたり絵や図で示したりする
- 大きめのマス目のあるノートや用紙を用意する
- 問題（課題）の量を調整する
- 文章題の要点やキーワードに印を付ける

【不注意傾向】

- 目を合わせる等、注意を引き付けてから話す
- 必要なものを事前に準備させる
- 注意を向けさせてから指示をする
- 手順、約束等のリストを作成し手元に置く
- 付箋やシール等目印を付け分かりやすくする
- 机上に必要なものだけを置くように意識させる
- 指示を理解したか個別に確認する
- 持ち物カードやチェックリストを用意する

〔行動・情緒面〕

- 望ましい行動を取ったときにすぐ褒める
- 褒めるときは他の児童にも紹介する
- がんばりカード等で目に見える評価をする
- 叱るときは個別に行く
- 混乱したときの対応を本人と決めておく
- 守るべきルール約束を本人と決めておく
- 注目を引くための行動は無視をする
- グループのメンバーを決めるときに配慮する
- 予定を視覚的に示す(予定変更は早めに伝える)
- 予定の変更はできるだけ事前に伝える
- シールによるご褒美(トークンエコノミー)を活用する
- 友達と協力し合う場面を意図的に用意する
- 混乱を起こす過敏さ(音等の刺激)に配慮する
- 状況判断が必要な係に付けない等の配慮をする

〔環境整備等〕

- 座席の位置に配慮する(前列, 2列目, 後等)
- 問題や宿題の量や出し方を調節する
- 黒板, 掲示物等にカーテン等で刺激を調節する
- T T, 少人数指導を活用した授業で配慮する
- 学習終了時の確認・報告習慣を身に付けさせる
- 気持ちを落ち着ける場所を用意する
- 棚や机の中を構造化し, 整理しやすくする

7-6 様々な技法に学ぶ

支援の充実とともに様々な技法が紹介されるようになりました。しかし、例えば学習面、行動面、コミュニケーションなどのつまずきの原因や支援方針を共通理解していないとすれば、どんな素晴らしい技法であっても生かすことは難しいと考えます。技法はあくまでも幼児児童生徒一人一人の目標達成に向けて、支援を支えるために活用することが大切です。

カウンセリング マインド

幼児児童生徒理解のための基本姿勢の一つです。好意の気持ちを持ち合った人間関係をつくり、相手の身になって話を聞いたり、相手のことを思って話をしたりする姿勢のことです。

参考図書：國分康孝編(2004)構成的グループエンカウンター事典。図書文化

エンカウンター

「エンカウンター(encounter)」とは、通常「出会い」と約されます。本音と本音の交流や感情交流ができるような人間関係(体験)のことをいいます。

参考図書：國分康孝編(2004)構成的グループエンカウンター事典。図書文化

グループ・エン カウンター

「エンカウンター(encounter)」をグループを通して行うので、グループエンカウンターといいます。「自己との出会い」と「他者との出会い」の2つの出会いを意味しています。

参考図書：國分康孝編(2004)構成的グループエンカウンター事典。図書文化

小林正幸他編(2008)教師のための学校カウンセリング。有斐閣

ソーシャルスキル トレーニング (SST)

困難を抱える状況の総体を「ソーシャルスキル」と呼ばれるコミュニケーション技術の側面から捉え、そのような技術を向上させることによって困難さを解決しようとする技法です。特別支援教育における「社会性のつまずき」を「学力」「言葉」「注意力」「運動」「情緒」などとの関連で捉え、特別支援教育の対象となる児童生徒への社会性を育てる視点で注目を浴びています。参考となる書籍、具体的な指導事例も増えてきています。

SSTで用いられる指導技法として、教示（直接教える）、モデリング（見て学ぶ）、リハーサル（やってみる）、フィードバック（振り返る）、般化（応用する、広げる）がありますが、スキルの詰め込み過ぎや、不必要なスキルを教えることなどは、混乱や過剰反応を招くことになりかねないので注意が必要です。むしろ、「ほどほど」「状況に応じて」解決できるような支援が大切です。

参考図書：國分康孝編(2004)構成的グループエンカウンター事典、図書文化
小林正幸編(2008)教師のための学校カウンセリング、有斐閣
上野一彦編(2006)特別支援教育[実践]ソーシャルスキルマニュアル、
明治図書

ソーシャルストーリー

社会性やコミュニケーションの発達に遅れや困難さがある児童生徒が直面するであろう、さまざまな日常生活や学習場面での戸惑いに対して、トラブルや不安の解消を目指してふだんの生活における適切な言葉づかいや振舞い方を教えるものです。

例えば、人とのつきあい方では、「・・・知っている人であったときは、ふつう、えがおで『こんにちは』といいます。・・・(中略)・・・たいていの人には、えがおであいさつをすると、えがおであいさつをしてくれます。えがおは人をしあわせにすることができます。」というような文例です。活用にあたっては、本人のものの見方や考え方を十分に考慮し、尊重した上で活用することが大切です。

参考図書：キャロル・グレイ編(2006)ソーシャル・ストーリーブック書き方と文例、クリエイツかもがわ

〔本などで紹介されている主な内容〕

- ・人との付き合い方
- ・身の回りのこと
- ・食べることと料理
- ・家でのお手伝い
- ・外遊び
- ・学校生活
- ・お出かけ
- ・地域生活
- ・天気
- ・休日の過ごし方
- ・レストランと買い物
- 等

ペアレントトレーニング

親が子どものもつ困難さを理解し、親と子がよりよいコミュニケーションで家庭生活がおくられるようになることを主眼としたプログラムです。行動療法理論に基づき、子どもの悪い行動を直すためというよりは、親が子どもと分かりやすい具体的に効果的な対応を身に付けることで、悪循環を断ち、親と子が共に自己有用感や自尊心を取り戻し、日常生活がより穏やかにおくられるように親をサポートするものです。

このプログラムは、学級担任や特別支援教育支援員と児童生徒との関係づくりにも生かせるもので、教育、医学、福祉等でも活用されています。

参考図書：上林靖子(2009)こうすればうまくいく発達障害のペアレント・トレーニング実践マニュアル。中央法規出版

トークンエコノミー

トークンエコノミー法とは、行動療法において、行動を強化する方法の1つです。学級集団などで不適応行動を減らし、望ましい行動を強化するために、集団内でのみ通用するトークン（シールなど）を、望ましい行動の直後に与えます。



教育場面でこの技法を応用する際には、次の点に留意するとよいでしょう。子どもの年齢や興味・関心などに応じて、適切な強化（ほめ方）をしていきますが、小学校低学年の場合は、シールを貼ってあげてもよいですし、高学年や中学生の場合には、みんなのモデルとなるように紹介したりすることも効果的です。その他に、拍手をする、微笑むといった社会的な強化子を使うこともできます。

参考図書：上野一彦(2006) 特別支援教育[実践]ソーシャルスキルマニュアル。明治図書
：山本淳一・池田聡子(2005) 応用行動分析で特別支援教育が変わる。図書文化

7-7 様々な工夫

本研究のアンケート調査、支援員配置校訪問でのコーディネーター等からの聞き取りを通して、次のような工夫や大切な考え方を聞き取ることができました。すでに、多くの方が普段から実践されている工夫点もあるかもしれません。再確認しましょう。

- 支援を要する幼児児童生徒を育てると同時に周りの児童生徒を育てるよう心がけています。
- 常に「個」への支援を学級全体の支援にするよう心がけています。
- 課題へのアプローチより、長所を伸ばす支援を大切にしています。
- 環境に左右されやすい幼児児童生徒を考えると、学校では教職員が一番の環境、二番は周りの幼児児童生徒、家庭では家族が全ての環境です。よい環境が整うよう気を配っています。
- 焦らず、出来そうなことを一つか二つ考えるようにしています。
- SOSを出せる環境づくりを常に考えています。
- とにかくこまめに話し合いをするようにしています。
- 第三者を交えた相談のときは、保護者の味方になるよう意識しています。
- 「三人にほめられると自信がもてる」と学びました。行き詰まったときはほめています。
- 自分で決めた目標は頑張れると思います。自己理解にもつながります。
- 2週間から1か月のスパンで評価しています。話し合う機会も増えます。
- 「終わりよければ全てよし」と考え、最後はほめて終われるよう意識しています。
- 不必要な情報（指示、掲示物など）は極力ないようにしています。
- 学級担任、特別支援教育支援員は共感的な見方をすべきだと思います。
- 保護者の心を支えるようにしています。良好な親子関係が情緒の安定につながるからです。
- 1日に1回は「できた」という達成感を味わえるよう心がけています。
- こだわりは「なくそう」とするよりも、「生かそう」と考えるようにしています。
- そわそわしてきたら、ノートやプリントを配る、集めるなどのお使いをお願いしています。
- 常に「見通し」と「安心」（予告、リハーサル）を意識しています。
- 行事の前に個別に昨年度の様子をビデオで見るとしています。
- 特別支援教育支援員が多いので職員室の席は一か所にまとめてます。情報交換も盛んでいつも元気です。
- 毎週木曜日の5校時に打合せの時間を設定してます（適宜はなかなかできないので）。
- 授業中担任が児童の発言・行動に一言添えていました。児童もうれしそうでした。
- セミナー等特別支援に関する研修会に支援員も時間調整して参加しています。
- 課題等については校内で抱え込まず、素早く特別支援学校等関係機関を活用します。
- 町単独では研修会の実施が難しいので、近隣地区との連携を考えたい。
- コーディネーターが校内向けに特別支援教育の様子や情報を発信しています。
- 支援のしやすさ、本人の動きやすさ等を踏まえて座席配置をしています。

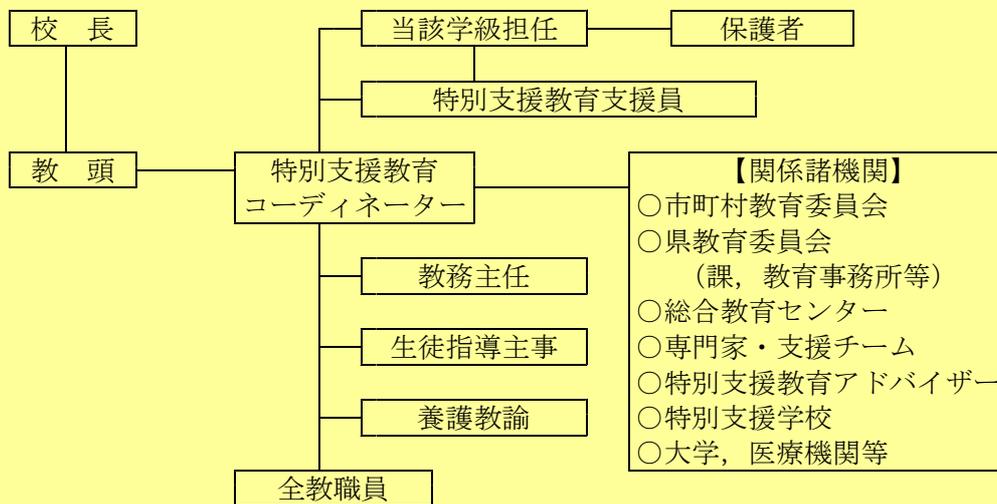
Ⅲ 特別支援教育支援員を支えるために



1 校内委員会，特別支援教育コーディネーターの位置付けを明確にしよう

実践6 「学校要覧」「教育計画」等に特別支援教育について示す

- 1 特別支援教育の目標
- 2 重点事項と具体的施策
 - (1) 支援体制の整備
 - (2) 支援方策の具体化
 - (3) 研修の推進
- 3 特別支援教育の組織



[特別支援教育委員会] 校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，関係学級担任，特別支援教育コーディネーター

4 役割分担

活動内容	時期	主担当	副担当
実態把握	5月 2月	学級担任	コーディネーター2
個別の指導計画等の作成	5月 8月 2月	学級担任	コーディネーター2
保護者との面談	5月 12月 2月	学級担任	コーディネーター1.2
委員会の計画・開催	5月 8月 2月	コーディネーター2	コーディネーター1
子どもを語る会の計画等	8月 12月	生徒指導主事	コーディネーター2
研修会の計画・実施	8月 1月	コーディネーター2	コーディネーター1
関係機関との連携	随時	コーディネーター1	コーディネーター2
幼児児童生徒への支援	随時	学級担任	コーディネーター2

5 年間計画 (略)

実践7 特別支援教育支援員の勤務時間等を，全教職員で共通理解しましょう

特別支援教育支援員の勤務時間等を明確にすることはもちろんですが，全教職員で共通理解することが大切です。次のような資料を作成し，活用することは有効な手だての一つです。

特別な支援を要する幼児児童生徒について						
学年・組	氏名(性)	支援を要する教科・支援内容	指導形態	指導内容	保護者同意	時間
			学級内 取り出し	学年相応 下学年	同意済 同意済	

※ 特別支援教育支援員が複数の児童生徒の支援を行う場合の例（大規模校）

平成22年度 第〇〇週 時間割																									
		月					火					水					木								
学年	組	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
1	1	算	図	国	音			国	算	生	生	体		国	体	生	道	書		音	算	国	国	生	
	2	国	図	算	音			算	国	生	生	体		算	体	生	道	書		音	国	国	算	生	
5	1	算	国	音	図	学	ク	国	社	理	理	算	体	国	社	総	算	体	総	算	音	家	家	国	
支援員1		1-1	1	1-2	1			1-2	1-1	1	1	1		1-2	1	1	1	1		1	1-1	1	1-2	1	
支援員2		5-1	5-1	5-1	5-1		6-2	5-1		5-1	5-1	5-1	6-2	5-1		6-2	5-1	6-2		5-1	5-1	5-1	5-1	5-1	

※ 校内委員会の委員である教務主任がコーディネーターと相談し毎週作成，全教職員に配布

また，特別支援教育コーディネーターは，各学校における特別支援教育推進のため，主に，校内委員会・校内研修の企画・運営，関係諸機関・学校との連絡調整，保護者からの相談窓口などの役割を担うこととなっています。

特別支援教育コーディネーターの役割

①園内・校内における役割

園内・校内委員会のための情報の収集・準備／担任への支援／校内研修の企画・運営

②外部の関係機関との連絡調整などの役割

外部機関の情報収集・整理／専門機関等への相談をする際の情報収集と連絡調整／

「専門家・支援チーム」や特別支援学校との連携

③保護者に対する相談窓口

実践8 「支援会議」で共通理解しましょう

学校では、「幼児児童生徒を語る会」等の名称で幼児児童生徒に関する情報交換が行われています。保護者や本人の要望を聞いた上で、今後の方針、支援内容、役割分担を話し合い、関係教職員で共通理解することが大切です。

Aさんの支援会議

場 所 ○○小学校

日 時

支援者 学級担任、コーディネーター、保護者、
教育センター

- 流れ ○○：○○ 授業参観
△△：△△ 保護者との情報交換
□□：□□ 支援会議

○次第

- 1 個別の教育支援計画・指導計画を基に共通理解
[検査結果、最近の様子(学校、家庭)等]
- 2 今後の支援に向けて [学校、家庭、教育センター、その他関係機関]
- 3 「個別の教育支援計画」の評価と見直し
「個別の指導計画」の短期目標の評価と見直し
- 4 「個別の指導計画」の短期目標達成に向けた手立てと役割分担の確認
- 5 その他

特に、「個別の指導計画」の短期目標達成に向けた手立てと役割分担の確認について、十分に時間を取ることが大切です。短期目標、手立て、役割分担を設定するためには専門的な支援が必要な場合もあります。

特別支援学級の担任、通級指導教室の先生、特別支援教育地域センター（特別支援教育アドバイザー）、特別支援学校（地域支援部）、教育委員会・教育事務所・総合教育センターの指導主事等に相談することや、専門家・支援チームの巡回相談を活用することも有効です。

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を話し合いのツールにしましょう。

2 学級担任等と特別支援教育支援員との連携を深めよう

学級担任（中学校等では教科担任を含む）と特別支援教育支援員は、勤務時間や役割分担も違うので協力して適切な指導や必要な支援を行うための連携は大切です。

実践9 連絡ノート（連絡帳）や打合せの工夫で連携を図りましょう

○ [連携ノート（連絡帳）の工夫]

特別支援教育支援員 勤務日誌									
平成	年	月	日	()	勤務時間	:	～	:	
[支援内容]									
[支援員所感]									
[校長 教頭 コーディネーター から]									

特別支援教育支援員 記録簿							
月		日 ()		支援員氏名 []	
時間	幼児児童生徒名	活動・教科名	主な支援内容・幼児児童生徒の様子				
朝							
1校時							
[特記事項]							

○ [打合せの工夫] 打合せはとても大切なことですが、時間の確保が課題です。そのまま打合せにも使えるように幼児児童生徒の活動等に視点を当てた記録表も有効です。

活動記録表				年 組 氏名	
赤：課題（問題行動） 青：よい手立て 緑：友達との関わり 黒：次の目標					
時間等	月	火	水		
保護者から					
登 校					
朝の活動					
1日を通じて					

3 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用しよう

学級担任等と特別支援教育支援員が連携して適切な指導及び必要な支援を行うために、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し活用することが大切になります。

さらに、保護者、幼児児童生徒の目標を保護者とも共有し、連携するために、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の質を高め、活用できる環境を整えていく必要があります。このことは、学校間（幼稚園・保育所→小学校→中学校→高等学校）の連携でも同じことが言えます。

実践10 「個別の指導計画」の作成と活用例

具体目標を2～3か月程度で達成できるように、より具体的な目標にするとともに、各教科ごとにその時の題材や単元等で予想される対応を記入することで、「個別の指導計画」を学級担任、教科担任、特別支援教育支援員の打合せで活用することができます。

項目	具体目標	内容・方法	支援者	評価
1				
2				
3				

〔教科等毎の対応〕

- ・学級活動 係活動は前もって伝えるように配慮する。事前に、どこまで、何を行うか、相談することで最後まで取り組めるようにする。
- ・国語 本生徒の解ける課題のプリントを用意し、イライラしてきたら別プリントを少人数学習室、図書館で学習するよう促す。家庭と連携し宿題の量に配慮する。
- ・数学 本生徒の解ける課題のプリントを用意し、イライラしてきたら別プリントを少人数学習室、図書館で学習するよう促す。
- ・理科 教師の近くに座るように配慮する。グループで実験するときは、仲のよい〇〇くんと一緒にする。
- ・社会 ノートを取るときは仲のよい〇〇くんから指示してもらうよう配慮する。
- ・英語 不安傾向が強いので、発表するときは事前に打ち合わせをする（急に当てない）。
- ・体育 苦手な運動は無理強いさせない（ただし途中で活動を促すようにする）。体育館に留まるよう約束をしておく。
- ・音楽 苦手な楽器の演奏などでは第2音楽室の前に机と椅子を準備し、個別に練習する。担当はグループ練習の時にできる範囲で個別に指導する。支援員はパニックをおこす前に移動を促したり、終わりの前に教室に戻るよう言葉掛けする。
- ・行事 保護者を通じて事前に見通しがもてるように説明しておく。イライラしたときの対応を事前に決めておく。
- ・部活動 活動前、活動後に友達とトラブルにならないよう、指導者が部員間の中に入るようにする。

〔全体的な評価〕

一人一人に合ったいい支援のために

「個別の教育支援計画」

障害のある幼児児童生徒には、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を効果的に実施する必要があります。

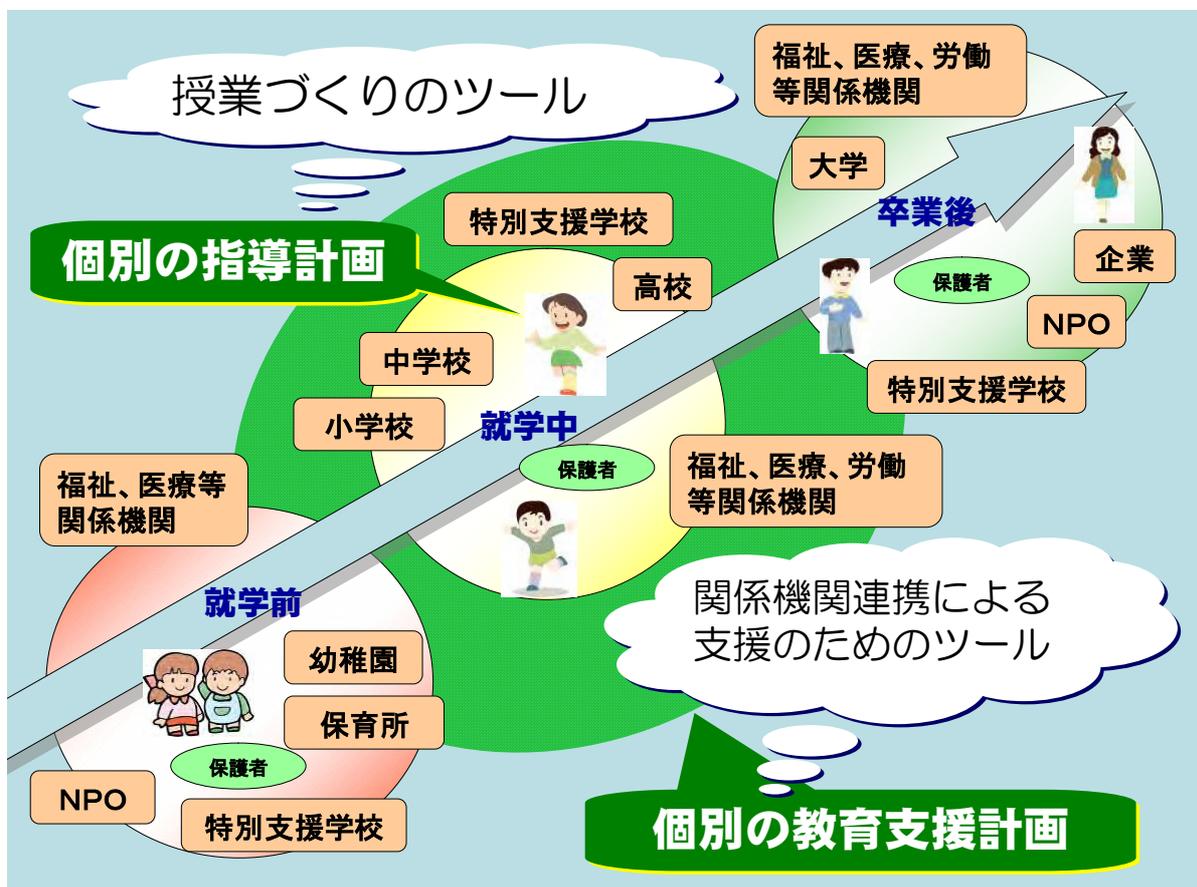
そこで、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画が必要です。そのために、学校が中心となって「個別の教育支援計画」を作成します。作成に当たっては、医療・福祉・労働などの関係機関と連携するとともに、支援員を含めた全教職員や保護者の参画を促したり意見を聞いたりすることなどが求められています。

「個別の指導計画」

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応し、学校における指導計画や指導内容・方法を盛り込んだものが「個別の指導計画」です。一般に、学年ごとに作成され、それに基づいた指導が行われています。単元や学期ごとに評価されています。

「個別の指導計画」PDCAが機能するためのチェック表

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 子ども主体の目標である | <input type="checkbox"/> 基準が示されている |
| <input type="checkbox"/> 肯定的な目標である | <input type="checkbox"/> 子どもの長所、得意さが活かされている |
| <input type="checkbox"/> 目標が一つに絞られている | <input type="checkbox"/> 課題の順序が適切である |
| <input type="checkbox"/> 観察及び評価（〇×）可能な目標である | <input type="checkbox"/> 手立ての内容、量が適切である |
| <input type="checkbox"/> 条件が示されている | <input type="checkbox"/> 必要に応じて、見直し、修正が行われている |



4 関係機関と連携しよう

学校が特別支援教育の体制の整備や幼児児童生徒に適切な指導及び必要な支援を行うために、必要に応じて関係機関と連携する必要があります。各学校が主体的に特別支援教育に取り組めるように関係機関を活用していく視点が大切です。

また、関係機関を活用することで、学校と保護者が一体となって支援を充実させることができるきっかけになる場合も多いです。

専門家・支援チーム

教育委員会関係者、教員、大学教員、臨床心理士、医師等で構成されたチーム。県内では3地区（県北、県央、県南）に設置されている。学校の要請に基づき巡回相談員が各学校の相談にも応じている。障害の教育的判断、指導内容・方法に関する助言、「個別の指導計画」作成・評価等のための支援等を行う。

教育専門監

特別支援教育に関する専門的なアドバイスを行っている。要請を希望する場合は教育専門監の所属する特別支援学校、高等学校に依頼する。

特別支援教育地域センター

各地区のいくつかの市町村の推薦を受けた小学校に設置されている。地域の特別支援教育に関する相談等に応じる。

特別支援教育アドバイザー

特別支援教育地域センター（各小学校）に勤務しているが、派遣依頼する場合は所属する特別支援学校に行く。地域の特別支援教育に関する相談等に応じる。

特別支援学校

地域支援部を中心に、諸検査の実施、教材等の貸出を含め、指導に関する具体的な情報提供を行う。

通級指導教室

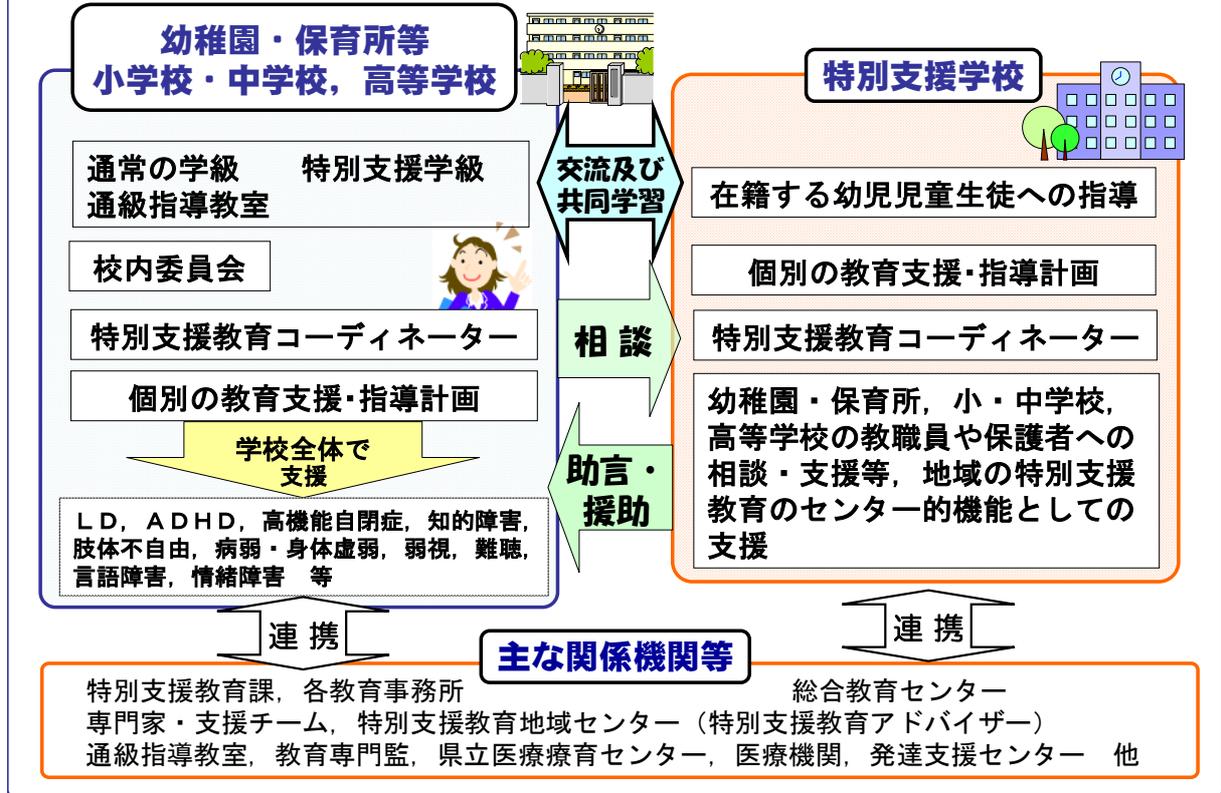
秋田県では、言語障害者、学習障害者・注意欠陥多動性障害者の2種の教室が各地区の小・中学校に設置されている。近隣の小学校、中学校から通って指導を受けることができる。指導の内容や時間等については各学校に問い合わせること。

総合教育センター

電話相談、来所相談、特別支援教育に関する情報提供を行う。学校支援講座、フォローアップ相談等の学校に訪問する事業も行う。



特別支援教育の推進体制と関係機関との連携



5 「交流及び共同学習」を大切にしよう

学級全体への支援として工夫

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、特別支援教育支援員の活動を充実させていくためにもとても大切です。通常の学級における特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援を、学級全体への支援として工夫することは、障害のあるなしに関わらず、全ての幼児児童生徒にとって有効な支援になる、と考えられます。

相互理解を図る

したがって、障害のある子どもが地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生活する上で、障害のない子どもとの交流及び共同学習を通して相互理解を図ることが極めて重要です。

障害への理解と認識

また、交流及び共同学習は、障害のある子どもにとって有意義であるばかりではなく、小・中学校等の子どもたちや地域の人たちが、障害のある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会でもあります。

助け合い
支え合い

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領等の総則においても、交流及び共同学習は「小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること」と位置付けられています。

さらにその解説には「障害者基本法第14条第3項にも規定するとおり、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、幼児児童生徒が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる」と記されています。



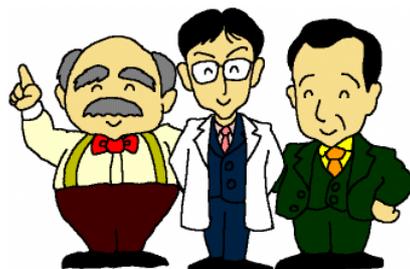
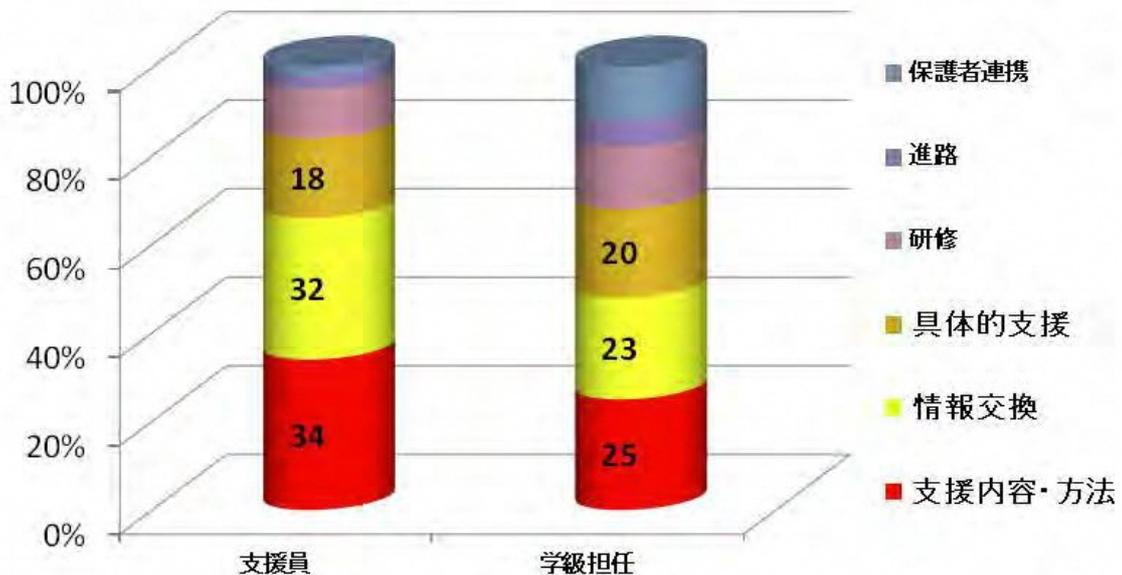
普段から交流及び共同学習を通じて特別支援教育の理解や啓発が図られていることが、幼児児童生徒、学校、保護者、地域、関係機関、それぞれの連携を深めるとともに特別支援教育支援員の活躍の幅の広がりにつながると考えられます。

6 特別支援教育支援員，教職員のメンタルヘルスにも気を配ろう

本研究のアンケート調査，特別支援教育支援員配置校訪問での特別支援教育コーディネーター等からの聞き取りを通して，「悩み」の内容について明らかになってきました。

また，解決の手立てとしての具体的な取組はもちろんですが，この「悩み」について相談する相手は，学級担任同士，特別支援教育支援員同士，校長，教頭，特別支援教育コーディネーター，特別支援学級担任，学年主任，養護教諭，スクールカウンセラーなど様々なようです。今後，校内外でメンタルヘルスへの配慮をしていくことは，より大切になっていくと予想されます。

支援員や学級担任の悩み



Q & A

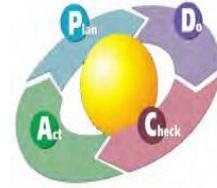
Q 初めて対象幼児児童生徒のいる学級担任になりました。まず、何から始めればよいですか。

A

学校の支援体制を確認することから始めましょう。次に、これまでの支援を要する幼児児童生徒の情報を確認し、学級運営の目標も含めて支援の方針を決めましょう。

あくまでも支援の方針は学級担任が決めます。支援してほしい場面、対象、時間、内容、支援のねらい等を明確に示し、特別支援教育支援員と役割分担することになります。記録の取り方も確認し合い、評価についても特別支援教育支援員を含めて情報交換することが大切です。

このことは単に学級担任と特別支援教育支援員二人の問題ではありません。学校全体の課題として校内委員会で検討するなどチームで「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、活用することが大切です。特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任等と連携し、特別支援教育支援員をチームの一員として活用することが大切です。



実態把握 [知的能力、認知の特性、学力、運動、行動の特性など]

指導目標の設定

- 目標が幼児児童生徒の実態や特性に合っているか？
- 目標の優先順位が明確になっているか？
- 具体目標は1か月～3か月程度で達成できるか？
- 具体的で評価できる目標になっているか？

指導内容の決定

- 集中力は？ 座席等は？ 環境は？ 課題の量は？
- 学習のつまずきへの支援は？ 行動のつまずきへの支援は？

支 援

- 教材は合っているか？ 課題の量は適切か？
- 指導時間は適切か？ 支援が適切か？



評価・改善

- 役割分担は適切か？ 支援の内容は適切か？
- 目標は達成したか？ 次の目標は何か？

Q 初めて「特別支援教育支援員」になりました。
まず、何から始めればよいですか。

A

特別支援教育支援員が行う支援とは、幼児児童生徒への授業における教示や指示の補完・補充、授業の準備や後片付けの支援、学級環境の整備等の支援などがあります。

学級担任や教科担任は、特別支援教育支援員に対して、学級経営の方針や特別な支援が必要な幼児児童生徒の授業及び生活指導などにおけるねらいを、的確に理解し、その理解を踏まえた対応をしてくれることを期待しています。

そのためには、まず学校の支援体制をしっかり理解することから始めましょう。そして支援を要する幼児児童生徒とのよい関係づくりが効果のある支援を支えるポイントになります。

Q 特別支援教育支援員が配置されることになりました。
学校として効果的に支援してもらうためにどうすればよいですか。

A

管理職は、特別な支援を要する幼児児童生徒への対応について、学校経営上の課題として、随時、その状況を評価し改善することが大切です。

学級担任等と特別支援教育支援員との考え方が違っていたり、特別支援教育支援員が幼児児童生徒を十分に理解していなかったりするために、効果的な支援がなされないような場合には、担任等と連携して、積極的に事態の改善を図る必要があります。

その際には、担任等の考えや思いを踏まえ、幼児児童生徒等への最適な対応のために、学校としての指導方針や研修の必要性などについて、特別支援教育支援員と共通理解することが重要と思われるので、そのための打合せも業務としてきちんと位置付けておきましょう。また、一方では、担任等への適切なアドバイスが効果的であることもあり、両者への対応が重要です。

具体的には、担任等と保護者が特別支援教育支援員の役割等を十分に理解しておくことが支援を要する児童生徒にとってとても重要であり、その上で「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を基にした連携が図られなければなりません。

また、「個別の指導計画」を改善するための校内委員会などには、担任等と保護者だけでなく特別支援教育支援員も参加できることが理想です。担任等とは異なる立場の者が、チームによる支援を実施していることを保護者にも理解していただくとともに、その人となりを分かっただけでも有意義なことです。なお、こういった場では、困難を示している状況や関係者の苦勞を語ることに多くの時間を割いてしまいがちですが、大切なのは誰がどんな役割を分担し、いつまでにどの程度まで行うかを明確にしておくことです。短時間の話し合いであっても最低限のことは決定することができるように工夫しましょう。

このような連携のための情報交換や打合せの時間も特別支援教育支援員の業務の一つとして勤務時間内に位置付けておくことは非常に重要です。

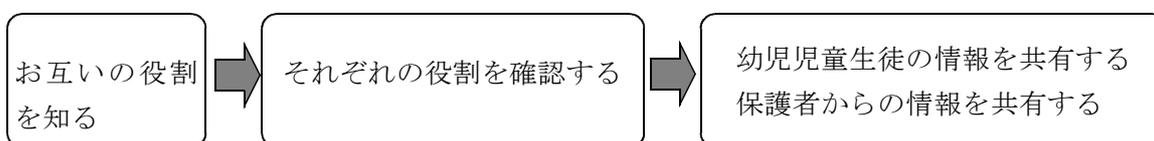
Q 学級担任等と特別支援教育支援員はどのように連携を図ったらいいのですか。

A

校内委員会等において、学級担任等や特別支援教育コーディネーター等と特別支援教育支援員が、どのような連携・協力をするのか事前に決めておくことが必要です。特別支援教育支援員を特定の幼児児童生徒の担当として、全てお任せにするのでは効果的な支援は望めません。

次に、支援を要する幼児児童生徒が困っていることやその原因、長期的な目標や短期的な目標、指導内容と支援の進め方などについて十分理解してもらうことが重要です。

さらに、学校組織に入る特別支援教育支援員の心情に配慮することが大切です。教員が圧倒的に多数の職場に、少人数で入る特別支援教育支援員は心細いものです。教員にとって常識的なことであっても、特別支援教育支援員にはよく分からないことも多いでしょう。教員の側から声をかけて、特別支援教育支援員とのコミュニケーションを積極的に図りましょう。



具体的には、学級担任等と特別支援教育支援員が支援方針を共通理解するために事前の打合せを行うことが、連携を図る第一歩になります。通常、支援の内容や支援を要する幼児児童生徒の特性などについては「個別の指導計画」に記述されています。ですから、まず最初に行うことは、担任等が「個別の指導計画」を用いて、特別支援教育支援員にその内容を説明することでしょう。その際、支援を要する幼児児童生徒だけでなく、その学級における周りの幼児児童生徒への対応上の配慮点などについても共通理解がされていると、その後の支援がスムーズに進むようになります。

支援が始まってからは、機会を捉えて打合せや情報交換を行い、同一歩調で支援が進められるように配慮します。

なお、特別支援教育支援員は教員とは異なった立場で幼児児童生徒に関わります。その立場からの気づきや発見が大切な支援情報になる場合もあるでしょう。



Q 支援の直接の対象でない幼児児童生徒にはどのように接したらよいのでしょうか。

A

特別支援教育支援員の役割は、対象となる幼児児童生徒への支援が第一義的な役割であることは言うまでもありません。しかし、対象となる幼児児童生徒への支援の形態は様々であり、他の幼児児童生徒と関わりをもつことも少なくありません。したがって、学校生活の様々な場面で特別支援教育支援員がどのように動いたらよいか、他の幼児児童生徒への接し方も含めて事前に担任等と十分打ち合わせておくことが大切です。

また、障害のある幼児児童生徒が通常の学級の中で必要な支援を受けて学校生活を有意義に送っていくためには、周囲の幼児児童生徒の理解が不可欠です。一人一人の学び方が違うことや支援を必要とする人もいることなどを取り上げながら、幼児児童生徒の発達段階を踏まえて、特別支援教育支援員が何のために教室に入っているのか、どのような役割を果たすのかなどについて説明し、支援を受ける本人以外の幼児児童生徒も特別支援教育支援員について理解しておくことが大切です。もちろん、特別支援教育支援員の対象となる幼児児童生徒への支援が、他の幼児児童生徒との関わりを阻害することのないような配慮を忘れてはいけません。

Q 個人情報の取り扱いについて心得ておくべきことはどんなことですか。

A

公務員には守秘義務があります。これは特別支援教育支援員にも当てはまり、業務に携わっている期間のみならず、終了後も同様です。

学校で行う指導や支援が信頼され効果を上げていくためには、個人情報の取扱いは極めて重要です。特別支援教育支援員は、幼児児童生徒の重要な個人情報に触れる可能性も高いと思われます。また、特別支援教育支援員は学校区の住民であることも多いでしょう。幼児児童生徒の障害の状態など、知り得た情報などについては、学校以外の場所で話題にしたり、保護者がいないときに勝手に本人に伝えたりするようなことは厳に慎まなければなりません。市町村教育委員会や学校としては、このような個人情報の取扱い方について予め検討し確認しておく必要があります。



〔参考文献〕

- 秋田県教育委員会（2008）『秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（改訂版）』
- 秋田県教育委員会（2011）『いっしょうけんめいが好きです』
- 秋田県教育委員会（2006）『本県が目指す基礎学力の育成』
- 秋田県総合教育センター（2011）『特別支援学級新担任の手引』
- 秋田県総合教育センター（2010）『担任を支える校内支援体制の充実度点検シート』
- 秋田県総合教育センター（2011）『あきたのそこちから－授業の基礎・基本－』
- 国立特別支援教育総合研究所（2010）『小・中学校における発達障害のある子どもへの教科指導等の支援に関する研究（特教研 C-83）』
- 藤堂栄子（2010）『学習支援員のいる教室』. ぶどう社
- 庭野賀津子（2010）『特別支援教育支援員ハンドブック』. 日本文化科学社
- 文部科学省（2007）『特別支援教育の推進について（通知）』. 19文科初第125号
- 文部科学省（2007）『「特別支援教育支援員」を活用するために』
- 文部科学省（2007）『パンフレット「特別支援教育」』

秋田県総合教育センター 支援班 特別支援教育担当

副主幹 山本 新平
指導主事 跡部 耕一
指導主事 高田屋陽子
指導主事 兜森 宏征（平成22年度）



浜田縣マスコット スキツツ